

2009年5月12日
中央代表選挙管理委員会決定
両院議員総会報告

2009年5月民主党代表選挙実施要領（公告）

民主党中央代表選挙管理委員会
委員長 古川 元久

常任幹事会で決定された「2009年5月の民主党代表の選出に関する特例規則」にもとづき、下記の要領により両院議員総会で新代表を選出する。

記

1. 選挙実施期日

5月16日（土）午後12時30分から都内ホテル内会場で開く両院議員総会において実施する。

2. 立候補受付

代表候補者は、党所属国会議員であり、党所属国会議員20人以上、25人以内の推薦を受けた者とする。

5月16日（土）午前9時から10時までの間、都内ホテル内の指定会場において立候補の届出を受け付ける。

候補者は以下の書類を付し、書面により立候補の届出を行うことを要する。

- 1) 立候補届（指定書式による）および推薦人名簿（党所属国会議員20人以上、25人以内＝A4縦または横書き1枚）
- 2) 政見（A4縦または横書き3枚以内）
- 3) 略歴（A4縦または横書き1枚以内）
- 4) 顔写真（100枚・カラー・手札サイズ）
- 5) 選挙責任者および開票立会人（いずれも党所属国会議員各1人の氏名）

立候補届出書類等の事前審査および説明会を、15日（金）17時から党本部6階で行い、あわせて届出順を決するくじ引きを行う。

3. 投票によらない場合

代表候補者が1人である場合には、両院議員総会における承認をもって、選挙に代える。

4. 投票による場合

1) 投票

両院議員総会において党所属国会議員の無記名投票により当選者を決することとし、代理投票は認めない。

16日両院議員総会開催時間の1時間前から国会議員受付を開始し、国会議員本人に「投票券引換証」を交付する。投票券は投票に際して「投票券引換証」と引き換えに交付する。

決選投票の場合も同様とする。

2) 不在者投票

公務等の特段の事由により中央選管が認める場合、16日午前11時から12時までの間、都内ホテル内の指定会場において不在者投票を受け付ける。不在者投票（出張して受け付ける場合を含む）を希望する者は、15日午後5時までに、その事由を記した申請を中央選管に行い、許可を得なければならない。

ただし、一旦不在者投票を行った者については、その後の事情の変更によっても、決選投票を除き、両院議員総会における投票を行うことはできない。

なお、決選投票における不在者投票は認めない。

3) 開票

開票作業、投票の判定および疑問票の処理は中央選管の責任において行う。開票作業に際しては、代表候補者1名につき1名の開票立会人の立会いを認める。

4) 当選

中央選管委員長の報告を受け、両院議員総会がその報告を承認した時点で当選人が確定される。

5) 選挙運動

代表候補者（立候補届出を受理された者または立候補届出を行おうとする者）に対しては、特例規則にもとづき、節度と公平性に留意して代表選挙に向けた活動を行うよう求める。

複数の候補者が立候補し、両院議員総会で選挙が実施される場合、当該両院議員総会の冒頭、届出順に各代表候補者の政見表明の機会などを設けることとする。

両院議員総会の議場内においては、中央選管が配布する資料等を除く文書の配布および横断幕・プラカード等の掲示を禁止する。

6) 遵守規定

特例規則第10条のとおりとし、違反があった場合は代表選挙規則の規定を適用する。

以 上